

「鶴ヶ島市認定農業者等経営改善支援補助金交付制度」をご活用ください！

「鶴ヶ島市認定農業者等経営改善支援補助金交付制度」とは、認定農業者等が農業用機械及び施設を購入する場合、支援する制度です

対象となる方

認定を受けている農業者等であって、以下の要件を満たすもの

- ・市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所の所在地を有する法人
- ・所得税法第120条第1項前段の規定により、農業所得の申告を行い、又は法人税法第74条第1項の規定により申告を行っていること
- ・市税を滞納していないこと
- ・農業収入が30万円／年以上の増額が見込めること 等

補助対象農業用機械等

取得価格が60万円以上の次に掲げるいずれかの農業用機械等（※農業専用のものに限る）

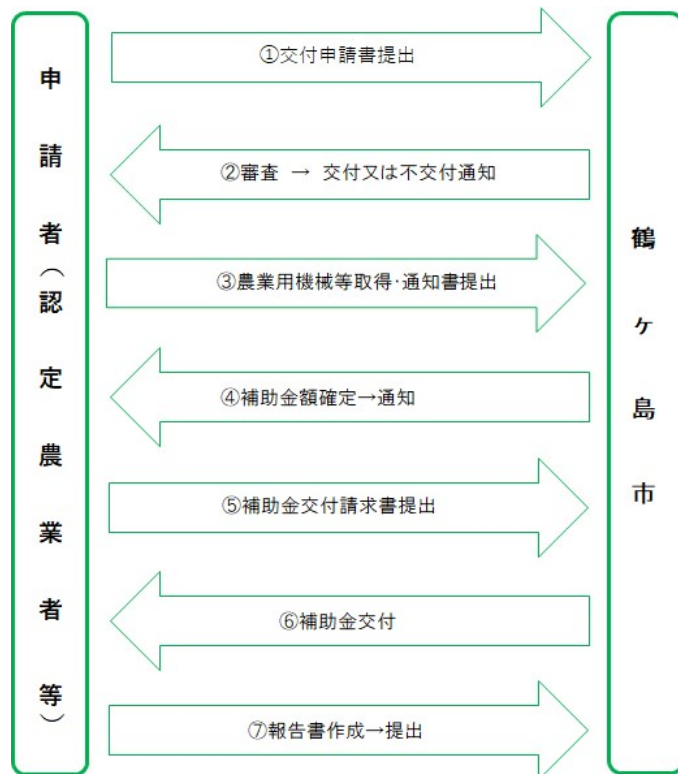
- ・農産物の生産、収穫、調整、貯蔵又は出荷のための機械
- ・農産物の栽培、調整、加工又は貯蔵のための施設

支援内容

補助金交付の対象となる農業用機械等の取得価格の3分の1に相当する額(1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

- ・交付申請書を提出していただき(①)、市で審査し、交付の可否を通知します(②)。
- ・交付決定可の場合、農業用機械等を取得後、取得報告書を提出してもらいます(③)。
- ・補助金額が確定したら、補助金額確定を通知します(④)。
- ・補助金交付請求書を提出していただきます(⑤)。
- ・補助金を交付します(⑥)。
- ・農業収入の達成状況を報告してもらいます(⑦)。

補助金交付のイメージ



※詳しい内容については、要綱をご確認ください。

【ホームページ】認定農業者等経営改善支援補助金のご案内

<https://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page010802.html>

【問い合わせ先】鶴ヶ島市役所 産業振興課 農政担当 (TEL)049-271-1111 内線 233・234